

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	米国第2次トランプ政権の対外政策と日本外交 －第217回国会（常会）における外交論議の焦点－
著者 / 所属	寺林 裕介・西 あかね・小檜山智之・奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	477号
刊行日	2025-7-25
頁	63-75
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020） / 03-5521-7686（直通））。

米国第2次トランプ政権の対外政策と日本外交

— 第217回国会（常会）における外交論議の焦点 —

寺林 裕介

西 あかね

小檜山智之

奥利 匡史

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 第2次トランプ政権発足後の日米関係
 - (1) 石破政権の日米関係に対する姿勢
 - (2) トランプ関税の発動と日本
3. 米国の外交政策と国際関係
 - (1) 国際的な枠組みから離脱する米国
 - (2) ロシア・ウクライナ間の停戦を図る米国
 - (3) ガザにおけるイスラエルの攻撃再開
 - (4) カシミールの緊迫化と米国の仲介
4. 日中の歩み寄り与中国の海洋進出
 - (1) 日中間の課題改善に向けた動き
 - (2) 日本近海における中国の動向
5. 国際社会との関わりの中での外交政策
 - (1) 開発協力大綱の改定を機としたODA改革
 - (2) 国際的なルールメイキングへの関与
 - (3) 人道上の課題への解決に向けた取組

1. はじめに

2024年11月5日の米国大統領選挙では、返り咲きを目指したトランプ前大統領が圧勝した。同月11日に少数与党として第2次内閣を発足させた石破総理は、現在の極めて良好な日米関係を維持し、これを新たな高みに引き上げていくと表明した。他方、トランプ大統領

領は、すでに大統領選前からウクライナや中東地域をめぐる極端な解決策を標榜し、また、自らをタリフマンと称して自由貿易に後ろ向きの姿勢を示してきた。2025年1月の政権発足以降、従来の外交・貿易政策を次々と転換し、既存の国際秩序を揺るがしている。そのような状況下にあつて石破政権としては、これまでの日米関係を維持しつつも、トランプ大統領の対外政策に対応するため、難しい舵取りを強いられることになった。

石破総理は訪米し、2025年2月7日、イスラエルのネタニヤフ首相に次いで2番目にトランプ大統領と首脳会談を行った。また、トランプ関税に対しては、他国に先駆けて閣僚級交渉を開始させた。トランプ政権の向かう針路が不透明な中、石破政権がいかにかその不確実性を回避し、日米関係を安定化させることができるか、その手腕に注目が集まった。

こうした2025年前半の動きを踏まえ、本稿においては、日米関係を中心とした石破政権の外交政策を整理し、第217回国会（常会）の国会論議を紹介する。なお、国会会期末を前にして、6月13日、イスラエルがイランに対して攻撃を行い、その後、同月21日には米国がイランの核関連施設に攻撃を実施したが、国会で議論する機会がなく本稿では扱っていない（2025年7月9日記）。

2. 第2次トランプ政権発足後の日米関係

（1）石破政権の日米関係に対する姿勢

トランプ大統領は、2025年1月20日の就任式で行った演説において、「非常に明快に米国を第一に据える」と述べ、同盟国に言及しなかったこと¹などを踏まえ、国会では、米国を中心とした同盟の結束及び世界秩序の堅持のために日本がどのような役割を果たすのかという点が問われた。これに対し、石破総理は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持強化するに当たり、米国のリーダーシップは極めて重要であるとした上で、インド太平洋地域において、パワーバランスが歴史的変化を遂げる中、米国の地域へのコミットメントを引き続き確保するとともに、地域における安全保障の重層的なネットワークをより一層構築していかなければならない旨述べた²。加えて、日本はこうした取組において、同盟国として責任を共有し、応分の役割を果たしていく必要があるとした³。また、トランプ政権との間で日米の良好な関係を維持しつつ、懸念事項は伝えるべきではないかといった指摘があった。これに対し、石破総理は、日米それぞれの国益があり、率直に意見を交わして両国の国益を相乗的に高め合うことで、自由で開かれたインド太平洋の実現に資することができる旨述べ、トランプ大統領との間で安全保障や経済といった諸課題で認識の共有を図り、日米同盟を更なる高みに引き上げるとの意欲を示した⁴。

2025年のトランプ大統領就任後初の対面による日米首脳会談は、2月7日にワシントンで実現した。この会談の成果について、石破総理は国会において次のように説明した⁵。ま

¹ 演説の内容については、ホワイトハウスウェブサイト<<https://www.whitehouse.gov/remarks/2025/01/the-inaugural-address/>>（2025.7.9最終アクセス）を参照。

² 第217回国会参議院本会議録第3号12頁（令7.1.29）

³ 同上

⁴ 第217回国会参議院本会議録第3号27～28頁（令7.1.29）

⁵ 第217回国会参議院本会議録第4号1頁（令7.2.12）

ず、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有し、日米同盟を新たな高みに引き上げるとともに、日米豪印、日米韓、日米比といった同志国連携を更に強化していくことを確認した。その上で、石破総理は日本の防衛力を今後も抜本的に強化する旨表明し、トランプ大統領は日本防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを明示した。また、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。経済分野については、日本が5年連続で最大の対米投資国であり、経済面でも両国が緊密なパートナーであることを確認した上で、石破総理から、対米投資額を1兆ドルというかつてない規模まで引き上げたいとの意思が伝えられた。このほか、地域情勢については、中国のあらゆる力又は威圧による一方的な現状変更の試みに反対することや、北朝鮮の完全な非核化に向けたコミットメント等について日米の認識をすり合わせた。日米首脳会談について、石破総理は、「率直な意見交換を通じてトランプ大統領との信頼関係構築に向けた一歩とすることができた」とし、「今後に向けて大きな成果であった」と評価した⁶。

また、トランプ大統領は、1月20日の就任式における演説で、「米国の黄金時代が今始まる」と述べたが、この首脳会談の共同声明において、「日米関係の新たな黄金時代を追求する決意」が示された。この文言について、石破総理は、「黄金時代とは、インド太平洋地域の平和と安定の基盤である日米同盟を一層強化し、日米関係を新たな高みに引き上げていくことを通じて世界の平和と繁栄に貢献していくといった日米首脳の決意を示した表現である」と述べた⁷。ほかにも、共同声明に、「法の支配」という文言が含まれなかったことを踏まえ、日米で共有してきた価値観に変化が生じたのかが問われた。石破総理は、法の支配は自由で開かれたインド太平洋の中核的な理念であるところ、共同声明で「自由で開かれたインド太平洋を堅持する」ことや、「力又は威圧によるあらゆる現状変更の試みへの強い反対の意」が示されており、これがまさに法の支配の重要な要素であることを挙げ、日本政府として法の支配を重視する立場に全く変わりはなく、この立場を踏まえてトランプ大統領と議論を行った旨説明した⁸。

この点については、岩屋外務大臣も、1月21日及び3月13日の日米外相会談などの機会に、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、米国と連携していくことを確認しており、基本的な考え方は日米でしっかり共有できているとの認識を示した⁹。なお、岩屋外務大臣は、これらの日米外相会談に加え、日米豪印、日米韓外相会合といった様々な機会に、米国のルビオ国務長官との間で、同盟国・同志国連携を強化することを確認した。こうした実績を踏まえ、岩屋外務大臣は、国際社会において米国に正しくリーダーシップを発揮してもらおうべく、極めて影響力が大きいポジションにあるルビオ国務長官と腹を割った話合いができる関係を構築し、地域と世界のためになる日米同盟にしていかなければならないとの考えを述べた¹⁰。

⁶ 第217回国会衆議院本会議録第4号3頁（令7.2.13）

⁷ 第217回国会衆議院本会議録第4号7頁（令7.2.13）

⁸ 第217回国会参議院本会議録第4号5頁（令7.2.12）

⁹ 第217回国会衆議院外務委員会議録第2号8頁（令7.3.21）、第217回国会参議院外交防衛委員会議録第3号（令7.3.24）

¹⁰ 第217回国会衆議院外務委員会議録第2号24頁（令7.3.21）

このほか、3月30日、中谷防衛大臣は米国のヘグセス国防長官と日米防衛相会談を実施した。この会談を踏まえ、中谷防衛大臣は、周辺国等の情勢認識や国防戦略の考え方について、日米でその認識は完全に一致していたと述べた¹¹。加えて、日米同盟は日本の安全保障政策の基軸であるとした上で、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々との連携を強化することが極めて重要であり、日米比、日米豪比などの多角的、多層的な防衛協力を積極的に推進していくとの決意を示した。

なお、日米同盟について、トランプ大統領は、就任後、「我々は日本を守らなければならないが、日本は我々を守る必要がない」などと不満を示したことが報じられ¹²、国会ではこの発言に対する日本政府の受け止めを問う質疑があった。岩屋外務大臣は、この発言を承知しているとした上で、「米国は、日米首脳会談を含む累次の機会に日米安保の下で自国の対日防衛義務を確認してきており、政府としては、米国が核を含むあらゆる種類の能力を用いて日米安保上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いている」と答弁した¹³。

(2) トランプ関税の発動と日本

トランプ大統領は、第2次政権発足初日の2025年1月20日、「米国第一の通商政策」と題した大統領覚書を発表し、広範な通商分野の調査を関係省庁に指示した。2月1日には、不法移民や合成麻薬の米国への流入が国家緊急事態に当たるとして、トランプ大統領は、国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠に、中国からの輸入品に10%、メキシコ及びカナダからの輸入品に25%の関税を課す大統領令に署名し、中国については2月4日に、メキシコ及びカナダについては3月4日に当該措置を発動した。さらに、中国については3月4日に10%から20%に追加関税が引き上げられた¹⁴。

「相互関税」については、2月13日に米国の貿易相手国に対する導入に向けて、関係省庁に貿易関係の調査と報告を指示する旨を発表した。その後、トランプ大統領は4月2日に相互関税の導入に関する大統領令に署名し、4月5日から「相互関税」の第1段階として国・地域を問わず全品目に対して既存の関税率に10%が上乘せされた。さらに、4月9日には第2段階として57か国・地域に対して、個別に設定した相互関税率まで引き上げる措置がとられたが、翌10日には中国を除き90日間その適用が停止された。

品目別関税については、2月10日にアルミ製品への追加関税の税率を10%から25%へ引き上げるとともに、鉄鋼・アルミ製品について国・地域別の適用除外の廃止を3月12日に行う旨を発表した。さらに鉄鋼・アルミ製品の追加関税は6月4日に25%から50%に引き上げられることとなった。また、トランプ大統領は3月26日、自動車・自動車部品の輸入に対する25%の追加関税を課する旨の大統領布告を発表し、それぞれ4月3日、5月3日に発動された（相互関税と品目別関税については表参照）。

¹¹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号（令7.4.15）

¹² 『読売新聞』（2025.3.7）等

¹³ 第217回国会参議院予算委員会会議録第4号（令7.3.7）

¹⁴ 中国はこの関税措置に対抗措置をとったが、米国がそれに対して応酬する形となり、最大時で米国は中国に145%、中国は米国に125%の関税をそれぞれ課す事態となった。その後米中は協議し、5月12日に双方が追加関税を115%引き下げることによって同意した。

表 相互関税と品目別関税の概要（2025年7月1日時点）

名称	発動日	概要	米国内根拠法
相互関税	4月5日	・第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ	国際緊急経済権限法 (IEEPA)
	4月9日	・第2段階として4月9日以降、57か国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率(日本は計24%)まで引き上げ ・4月10日以降、引き上げ税率の適用は中国以外90日間停止 ※通商拡大法232条などにに基づき追加関税が発動済みの品目など一部対象外	
品目別関税	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	通商拡大法232条
		6月4日	
	自動車	4月3日	
	自動車部品	5月3日	
	半導体、医薬品、重要鉱物など	—	

(出所) 各種報道、ジェトロ資料等に基づき筆者作成

これらトランプ政権による一連の関税措置について、岩屋外務大臣はルビオ国務長官に対して、鉄鋼、アルミニウムの関税、自動車の関税について日本を適用除外するよう伝えている旨明らかにした¹⁵。他方で、当該関税措置が発動されるに至ったことについて、石破総理は、「極めて残念」であるとの認識を示し、日本が米国に対して最大の投資国であり、最大の雇用も創出をしてきたことを強調しつつ、この状況を「国難とも称すべき事態」であるとして、政府・与党のみならず超党派で検討、対応する必要がある旨答弁した¹⁶。

トランプ政権による一方的な関税の引き上げ措置に関しては、WTO（世界貿易機関）協定や、2019年に日米が締結した日米貿易協定などの既存の国際ルールとの関係性について議論がなされた。政府は、今般の米国の関税措置について、WTO協定及び日米貿易協定との整合性に深刻な懸念を有しているとの見解を繰り返し示した¹⁷。一方で、米国の措置をWTO協定違反と言い切るべきではないかと問われた岩屋外務大臣は、WTO協定違反に当たるか否かについては、WTOの紛争解決手続を経て最終的に判断されるものであると説明した¹⁸。カナダやEUなどが米国に対してWTOへの提訴などの対抗措置をとる中、日本も米国に対して何らかの対抗措置をとるべきではないかとの議論もなされたが、石破総理は、何が一番効果的なのかということ政府として考えながら、あらゆる選択肢は当然検討の対象になると述べるにとどまった¹⁹。

日米貿易協定との関係では、トランプ政権による自動車・自動車部品への追加関税の賦課と2019年9月の日米共同声明に関する過去の安倍総理の答弁²⁰との整合性について議論

¹⁵ 第217回国会衆議院外務委員会議録第2号8頁（令7.3.21）

¹⁶ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第11号（令7.4.4）

¹⁷ 第217回国会衆議院外務委員会議録第6号（令7.4.9）、第217回国会参議院予算委員会会議録第16号（令7.4.21）等

¹⁸ 第217回国会衆議院予算委員会議録第21号6頁（令7.4.14）

¹⁹ 第217回国会参議院予算委員会会議録第13号（令7.3.27）

²⁰ 第200回国会衆議院本会議録第2号15頁（令元.10.7）等

が交わされた。同声明においては、日米両国は協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない旨明記されている。石破総理はその意味について、日本の自動車・自動車部品に対して米国が追加関税を課さない趣旨であることは、当時の首脳会談において安倍内閣総理大臣からトランプ大統領に明確に確認したことであり、その点について疑いはない旨答弁した²¹。また、石破総理は、日米貿易協定について政府として確定した解釈を持っており、違反と言い切るかどうかは別として、整合性について重大な懸念を有しているとの考えは確固たるものであると述べた²²。なお、岩屋外務大臣は、同協定には紛争解決のための手段は定められていないため、違反と認められた場合に直ちに効力をもって対応をするという方法はないとの見解を示した²³。

石破総理は、トランプ政権の相互関税、品目別関税を含む全ての関税措置について見直しを求めることを目的として、赤澤経済再生担当大臣を交渉責任者として指名し、4月16日には日米間における閣僚協議²⁴が開始された。国会では、日米閣僚協議における議論について繰り返し質疑がなされた。まず、交渉の対象となる関税について問われた石破総理は、自動車・自動車部品、鉄鋼、アルミニウム、相互関税を含め、全ての米国の関税措置について協議を行っているとの見解を示した²⁵。その上で、日本が米国に対する最大の投資国であり、最大の雇用を生み出していることを挙げ、関税よりも投資という立場からウィン・ウィンの関係を作っていく交渉をしていかねばならないと述べた。また、英国や中国が米国との間で一定の合意をする中で、日本の交渉期限について問われた石破総理は、期限はもちろん念頭に置いて交渉するが、期限に拘泥する余り国益を損なうことをするつもりはないと明言した²⁶。

トランプ政権が保護主義的な動きを強める中で、日本の自由貿易に対する姿勢についても問われることとなった。岩屋外務大臣は、ルールに基づく自由貿易体制の維持拡大は、日本の経済外交の柱であり、自由貿易の旗振り役として二国間や多国間でリーダーシップを発揮することはますます重要になっているとの認識を示しつつ、日本が主導したCPTPP協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）やRCEP協定（地域的な包括的経済連携協定）などを通じた経済連携の推進に積極的に取り組んでいきたいとの決意を表明した²⁷。

3. 米国の外交政策と国際関係

（1）国際的な枠組みから離脱する米国

トランプ大統領は就任初日の1月20日、気候変動対策について定めるパリ協定と世界保健機関（WHO）から離脱する大統領令に署名した。また、同日、米国の対外開発援助の

²¹ 第217回国会衆議院予算委員会議録第21号（令7.4.14）

²² 第217回国会参議院予算委員会議録第16号（令7.4.21）

²³ 第217回国会衆議院外務委員会議録第6号（令7.4.9）

²⁴ 米国側の交渉担当は、バッセント財務長官を筆頭にグリア米通商代表部（USTR）代表、ラトニック商務長官の3名。7月1日時点で計7回の閣僚協議が実施されている。

²⁵ 第217回国会衆議院予算委員会議録第25号（令7.6.6）

²⁶ 第217回国会参議院予算委員会議録第17号（令7.5.19）

²⁷ 第217回国会参議院決算委員会議録第6号（令7.5.14）

取り組みが同国の利益と一致していないとして、トランプ大統領は90日間の対外開発援助停止及び各プログラムの見直しを行うことを命ずる大統領令に署名した。トランプ政権が多国間の枠組みから離脱することや、対外援助を縮小しようとする動きを見せていることについて、国会においてはその影響を懸念する立場から質疑が行われた。

米国のWHOやパリ協定からの離脱について問われた石破総理は、国際社会が協力して保健に関する課題や気候変動問題に対応することが重要であり、日本として、引き続き米国を含む各国と連携して、これらの諸課題に取り組むと述べた²⁸。

また、米国の対外援助を司る米国際開発庁（USAID）については、3月にルビオ国務長官が事業の83%を打ち切ることを明らかにし、同庁は事実上閉鎖に追い込まれることとなった。米国が対外援助を縮小する中における日本の役割について、岩屋外務大臣は、USAIDの事業規模が約6兆円程度の大きなものであり、日本がすぐさまそれを埋めていくことは困難であるとしつつ、日本のODAが非常に重要な外交ツールであり、ますますその戦略的、効果的な実施が重要になるとの認識を示すとともに、開発協力分野において日本が積極的な役割を果たしていく旨答弁した²⁹。

（2）ロシア・ウクライナ間の停戦を図る米国

トランプ大統領は、就任以前からロシアによるウクライナ侵略について停戦を仲介することに意欲を示しており、国会においても停戦交渉の行方について議論が交わされた。ロシアとウクライナの停戦に関して、石破総理は、米国の関与無くしてこの戦争が終わると思っていないと述べつつ、G7の中で米国と欧州で主張に乖離があるように見受けられる中、どのように米国の関与を継続できるかについて、日本として更に力を尽くしたいと考えていると述べた³⁰。

また、ロシアによるウクライナ侵略に対する基本的な認識について、石破総理は、「ロシアがやろうとしていることは力によって現状を変更するということであり、それはこの東アジアにおいても起こり得ることである」、「これは私どもの問題であるということをよく念頭に置きながら、そういうような力による現状変更は絶対あってはならない」と強調した³¹。

他方で、トランプ大統領はロシア・ウクライナの停戦の仲介に当たり、交渉の焦点となる領土問題についてロシア寄りの発言を繰り返していたことから、米国がロシアの力による現状変更を認めてしまうのではないかと懸念する質問もなされた。石破総理は、ロシアに力による現状変更という成功体験を与えないことと、一日も早く停戦することをどう両立させるかということについて知恵を絞っていかねばならないのであって、この話は2014年のクリミアのときまで遡っていかねばならない問題であるとの認識を示した³²。

ウクライナ情勢を巡っては2024年に北朝鮮がロシアとの間で締結した「包括的戦略的

²⁸ 第217回国会衆議院本会議録第2号5頁（令7.1.27）

²⁹ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号（令7.4.8）

³⁰ 第217回国会参議院予算委員会会議録第3号19頁（令7.3.6）

³¹ 第217回国会衆議院予算委員会会議録第16号27頁（令7.2.26）

³² 第217回国会衆議院予算委員会会議録第11号14頁（令7.2.17）

パートナーシップ条約」に基づき、同年10月頃から北朝鮮が1万人以上をロシア・クルスク州における戦闘に派兵するなど、ロ朝間における軍事協力が進展している。このことに関して岩屋外務大臣は、ロ朝間では北朝鮮兵士によるウクライナに対する戦闘への参加や、ロシアによる北朝鮮からの武器、弾薬の調達といった軍事協力が進展をしており、こうした動きは、ウクライナ情勢の更なる悪化を招くのみならず、日本を取り巻く地域の安全保障に与える影響の観点からも深刻に憂慮すべきと考えている旨答弁した³³。

（3）ガザにおけるイスラエルの攻撃再開

パレスチナ・ガザ地区を実効支配するイスラム組織・ハマスによる2023年10月のイスラエルに対する攻撃を発端とした戦闘は、2025年1月にバイデン米大統領（当時）の働きかけによって3段階からなる停戦案が成立し、その第1段階である同月19日からの42日間の停戦期間においては、ハマスの人質解放とイスラエルのパレスチナ囚人の釈放が行われた。しかし、残り的人質解放とイスラエル軍のガザ地区からの全面撤退を内容とする第2段階への移行についての交渉は行き詰まり、3月18日にイスラエル軍は空爆を再開した。

イスラエルの軍事行動の再開について問われた岩屋外務大臣は、民間人を含む多くの負傷者が発生していることは遺憾であると述べた上で、一般論として、軍事行動が全体として正当化されるためには、必要性あるいは均衡性を満たさなければならないとし、国際法の観点から、イスラエル政府により説得的な説明がされているとは言えないとの認識を示した。その上で、イスラエルとの外相会談において、国際人道法を含む国際法の遵守を直接強く申し入れた旨明らかにした³⁴。

スペイン、アイルランド及びノルウェーがパレスチナを国家承認する中、日本としてパレスチナを国家承認するのかどうかについても議論が交わされた。岩屋外務大臣は、国家承認については、和平プロセスが進んでいくことが重要と考えており、日本として、いかなるタイミングで国家承認の判断を行うことが適当か引き続き総合的に検討していきたいと述べるにとどめた³⁵。

5月21日、日本を含む外交団がヨルダン川西岸地区の北部にあるジェニン難民キャンプを視察していた際に、イスラエル軍が警告射撃を行う事案が発生した。岩屋外務大臣は、このような事案の発生は誠に遺憾であり、あってはならないと考えると述べた上で、イスラエル側に厳重に抗議し、十分な説明と再発防止を強く求めたことを明らかにした³⁶。

（4）カシミールの緊迫化と米国の仲介

2025年4月22日、インドとパキスタンが領有権を争うカシミールのインド支配地域においてテロ事件が発生した。その後、5月7日にインドがパキスタン領及びカシミールのパキスタン支配地域を、さらに10日未明にはパキスタンの空軍基地を攻撃し、これに対し同

³³ 第217回国会参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会会議録第3号（令7.5.16）

³⁴ 第217回国会衆議院外務委員会会議録第13号（令7.5.28）

³⁵ 同上

³⁶ 同上

日パキスタンが反撃としてインドの軍事施設を攻撃した。核兵器を保有する両国による攻撃の応酬が核兵器を使用したものへと発展するのではないかと懸念された。

しかし、トランプ大統領は両国を仲介し、5月10日に両国が即時停戦に合意したことを発表した。岩屋外務大臣は、この両国の合意を歓迎するとともに、今後の情勢についても引き続き注視していきたいとしつつ、南アジアの平和と安定のために、インド、パキスタン双方が自制し、対話を通じて事態を安定化させることが重要であるという考え方に基いて、両国との伝統的な友好関係を生かして積極的に役割を果たしていきたいと述べた³⁷。

4. 日中の歩み寄りと中国の海洋進出

(1) 日中間の課題改善に向けた動き

日中関係の方針について石破総理は、岸田政権に引き続き、「戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、建設的かつ安定的な関係の構築を双方の努力で進めていく」との方針を示している³⁸。日中間の意思疎通も継続しており、2024年10月の石破政権発足から程なく、同年11月15日の日中首脳会談、岩屋外務大臣の訪中の際に行われた12月25日の日中外相会談及びワーキング・ランチと、ハイレベル会談を相次いで実施した。

2025年3月22日には、議長国である日本において第11回日中韓外相会議が開催された。同会議では、日中韓協力や北朝鮮、ウクライナ等の地域情勢について意見交換が行われ、なるべく早期で適切な時期の日中韓サミットの開催に向け作業を加速することで一致した。日中韓外相会議に際しては、王毅外交部長と岩屋外務大臣の日中外相会談と約6年ぶりとなる日中ハイレベル経済対話もあわせて行われ、日本側からは日本産水産物の輸入規制措置の撤廃、日本の排他的経済水域（EEZ）に設置されたブイの即時撤去、拘束されている邦人の早期釈放等を求めた。

対話を重ねる中、日中間の課題も一部で動きが見られた。2024年11月30日、中国は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け2020年3月から停止していた短期滞在の日本人へのビザ免除措置を再開し、ビザが免除となる滞在期間を従来の15日以内から30日以内に延長した。その後、岩屋外務大臣は、2024年12月の訪中に際し行われた日中ハイレベル人的・文化交流対話において、10年間有効の観光数次ビザの新設、団体観光ビザの滞在可能日数の延長といった中国人への観光ビザの緩和措置を実施することを表明した。中国人へのビザの緩和措置について慎重な意見もある中、岩屋外務大臣は「国民交流の強化を念頭に、日本側としても、両国国民の相互理解増進、経済波及効果が大きい観光の推進、治安に与える影響などを総合的に勘案し、我が国として許容できる範囲内で、中国観光客に対する短期滞在査証緩和措置を発表した」と説明している³⁹。

A L P S 処理水の海洋放出以降中国が継続している日本産水産物の輸入規制については、2024年9月20日、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での海洋モニタリングの実施後、中国側が一時停止措置の調整に着手し、基準に合致した水産物の輸入を着実に回復さ

³⁷ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号（令7.5.20）

³⁸ 第217回国会参議院本会議録第3号13頁（令7.1.29）

³⁹ 第217回国会参議院本会議録第4号10頁（令7.2.12）

せる旨の「日中間の共有された認識」が発表された。これ以降、中国も参加するモニタリングが複数回実施され、2025年3月からは日中当局間で、対中輸出再開に向けた技術協議も行われた。こうした中、同年5月28日、4回目の技術協議において日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意に至った。ただし、再開の対象には福島県や茨城県など10都県の水産物は含まれていない。岩屋外務大臣は、今般の合意について「一つ大きな前進をすることができた」と評価しつつも、「残る10都県産の水産物についても、あらゆるレベルで中国側に規制の撤廃を求めてまいりたい」と述べた⁴⁰。その後、6月29日に中国の税関当局は、10都県を除く日本産水産物の輸入を再開すると発表した。

さらに、日本のEEZに設置された中国のブイについても、2025年2月に尖閣諸島周辺のブイが、5月に与那国等南方のブイが、それぞれ撤去されたことが確認された。岩屋外務大臣は、「我が国は我が国の主張をしっかりと伝え続け、ブイがなくなったという結果が出た」としている⁴¹。

（2）日本近海における中国の動向

日中間の課題が一部改善に向かう一方で、東シナ海では中国が力による一方的な現状変更の試みを強化している。中国海警船等による尖閣諸島周辺の領海侵入は相次ぎ、2025年5月3日には、領海侵入した中国海警船から発艦したヘリコプターが、尖閣諸島周辺の領空を侵犯する事態が発生した。岩屋外務大臣は本件について「断じて容認できない」とした上で、「こういった中国海警局の活動は、明白な国際法違反である」とした⁴²。また、外務省は同月13日、東シナ海の日中の地理的中間線の西側において、中国による新たな1基の構造物の設置に向けた動きを確認した旨を発表した。岩屋外務大臣は、この動きについて、「中国側による同海域における一方的な資源開発につながるもの」との認識を示し、「いまだに排他的経済水域及び大陸棚の境界が画定していない状況において、中国側が同海域において一方的な開発を進めていることは極めて遺憾」と述べた⁴³。

太平洋における中国の軍事活動も活発化している。2025年6月7日、中国軍の空母が南鳥島周辺の日本のEEZを航行したことが確認され、同月7日及び8日には太平洋上の公海上空において中国軍機が自衛隊機に対し特異な接近を行った。中国軍機の接近を受けた対応について中谷防衛大臣は、「偶発的な衝突を誘発する可能性があることから、深刻な懸念を表明し、再発防止を嚴重に申し入れた」と説明した⁴⁴。

中国は台湾への軍事的圧力も高めており、2024年5月に台湾で頼清徳政権が発足して以降も複数回にわたり台湾海峡付近において軍事演習を実施した。台湾をめぐる動向への認識を問われた石破総理は、「台湾海峡の平和と安定は、我が国の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても極めて重要」とし、「台湾をめぐる問題が対話により平和的に解

⁴⁰ 第217回国会衆議院外務委員会議録第14号（令7.6.4）

⁴¹ 同上

⁴² 第217回国会参議院外交防衛委員会議録第16号（令7.5.27）

⁴³ 第217回国会参議院外交防衛委員会議録第15号（令7.5.22）

⁴⁴ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第11号（令7.6.12）

決されることを期待する」と従来からの日本の立場を示した⁴⁵。また、石破総理は台湾との関係について、「引き続き、日台間の協力、交流の更なる深化を図っていく」とし、「具体的には、安全保障に関するものも含め、台湾をめぐる状況に関し情報収集などを行う等、幅広い分野で台湾との実務的な情報共有や協力関係を積極的に推進する」と述べた⁴⁶。

5. 国際社会との関わりの中での外交政策

(1) 開発協力大綱の改定を機としたODA改革

近年、地球規模課題の深刻化、既存の国際秩序の動揺、開発における民間資金フローの増大、開発アクターの多様化など、開発協力を取り巻く環境は大きく変化している。こうした環境変化を踏まえ、2023年6月、8年ぶりに開発協力大綱が改定された。同大綱では、開発協力を一層効果的・戦略的に活用するため、オファー型協力や民間資金動員の促進といった具体的なアプローチが打ち出された。

オファー型協力は、日本の強みを生かしたメニューを途上国に提案し、相手国との共創により事業を進めていくというODAの新たな取組である。気候変動・GX、経済強靱化、デジタル化・DXの3分野がオファー型協力の重点分野に位置付けられているところ、岩屋外務大臣は、「ここに日本企業、研究機関の技術や知見も活用し、相手国と日本の課題解決と経済成長にもつなげていきたい」と述べた⁴⁷。

民間資金の動員を図るべく、制度の見直しも進められている。今国会では、独立行政法人国際協力機構法（JICA法）改正案が成立した。本改正は、民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化、柔軟で効率的なJICA財務の実現を主たる目的として、JICAの対応可能な業務を一部拡大するものである。例えば、有償資金協力の海外投融資⁴⁸においては、「債券取得⁴⁹」と「信用保証」という金融手法が本改正により新たに導入されることとなった。これらは民間資金の動員を見据えた新業務であるところ、委員会における法案審査では、導入にあたっての体制整備や、リスク管理の在り方等に焦点が当てられた。特に信用保証については、JICAが開発途上地域の銀行と契約し、当該銀行の融資先企業が債務不履行に陥った場合にJICAが銀行に代位弁済をするという支援内容であることから、JICAが負うこととなるリスクの高さが指摘された。これに対し岩屋外務大臣は、「信用保証の付与に伴うリスクを適切に評価し、その上で、当該リスクに見合った保証料を徴収し、既存の海外投融資業務と同様に、業務全体として利回りが事業のリスクを上回るように運用する」と述べた⁵⁰。

新たな開発協力大綱の実装が進められる中、2025年8月には第9回アフリカ開発会議（TICAD9）が予定されており、アフリカへの開発協力の今後の展開が注目される。来る

⁴⁵ 第217回国会参議院本会議録第3号13頁（令7.1.29）

⁴⁶ 第217回国会衆議院本会議録第4号10頁（令7.2.13）

⁴⁷ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号（令7.4.8）

⁴⁸ 日本又は開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する形の有償資金協力。

⁴⁹ 債券取得による支援として、独力で起債が困難な開発途上地域の企業がグリーン債などを発行する際に、民間投資家等からの与信を受けやすい環境を作るため、JICAが必要に応じ技術支援等も組み合わせつつ一部の債券を購入することが想定されている。

⁵⁰ 第217回国会衆議院外務委員会会議録第3号（令7.3.26）

T I C A D 9について岩屋外務大臣は、「最先端技術、日本が様々優位性を持っている技術を用いて、廃棄物のリサイクル、あるいはエネルギー転換のノウハウを活用して、それぞれの課題の解決を具体的に共に作り上げる議論の場にしたい」との考えを示した⁵¹。

（２）国際的なルールメイキングへの関与

2024年に日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことに加え、2025年が被爆80年に当たることもあり、石破総理は、「唯一の戦争被爆国として、被爆者や若い世代の方々と協働し、被爆の実相の正確な理解を世代と国境を越えて一層促進していくとともに、核兵器のない世界に向けた現実的で実践的な取組を維持強化していく」と表明していた⁵²。核廃絶に向けた機運の高まりを受け、核兵器禁止条約の第3回締約国会議（2025年3月）へのオブザーバー参加を求める声が上がったが、石破総理は「核兵器のない世界は理想である。一方において、拡大抑止の実効性を更に高めていかねばならない」との認識を示し⁵³、オブザーバー参加を見送った。その理由として岩屋外務大臣は、①核兵器不拡散条約（N P T）の下で日本が進めてきた取組に広範な支持を得ることを困難にしてしまうおそれがある、②現下の日本を取り巻く厳しい安全保障環境では核による拡大抑止が不可欠であると説明した⁵⁴。このような議論が進む中、2026年N P T運用検討会議第3回準備委員会が開催された折には、4月28日、岩屋外務大臣が自ら出席し、一般討論においてステートメントを行った。

昨今の厳しい安全保障環境にあって、新興技術の発展によりA Iの軍事利用、特に自律型致死兵器システム（L A W S）の危険性が指摘されている。各国の立場に相違がある中で、日本は、L A W Sに関する議論を特定通常兵器使用禁止制限条約（C C W）の下で継続することを強く支持している。日本政府がL A W S規制の議論をリードするよう問われた岩屋外務大臣は「今後のC C Wでの議論において、人間の関与が全く及ばない完全自律型の致死性を有する兵器は開発しないという立場の下に、議論に積極的かつ建設的に参加していく考えである」と答弁した⁵⁵。

新領域のルールメイキングに対しても日本は取組を強めており、2024年12月の国連総会において、米国、アルゼンチンと共同で、宇宙空間への配備を目的とした核兵器その他の大量破壊兵器の開発を行わないことを国連加盟国に求める決議の採択を主導した。日本は宇宙活動について国連宇宙空間平和利用委員会（C O P U O S）に長年にわたり参加し、宇宙の交通管理やスペースデブリ対策を含む宇宙活動の長期的持続性等に関する国際的な議論に関与している。2025年6月から開催されたC O P U O S本委員会に向け、岩屋外務大臣は「宇宙に関するルールメイキングに日本が主体的な役割を果たす」として取組強化の決意を述べた⁵⁶。

⁵¹ 第217回国会衆議院外務委員会議録第5号（令7.4.2）

⁵² 第217回国会参議院本会議録第2号5頁（令7.1.28）

⁵³ 第217回国会参議院予算委員会議録第2号27頁（令7.3.5）

⁵⁴ 第217回国会参議院予算委員会議録第9号（令7.3.18）

⁵⁵ 第217回国会衆議院予算委員会議録第12号14頁（令7.2.18）

⁵⁶ 第217回国会衆議院外務委員会議録第12号（令7.5.21）

また、今国会には、国連海洋法条約の実施協定として、公海・深海底の海洋遺伝資源に関する活動について新たなルールを整備する国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）が提出され⁵⁷、5月23日、参議院本会議において全会一致で承認された。BBNJ協定の運用など詳細の多くは締約国会議による決定に委ねられており、国会の審議の中で政府は、今後の具体的なルール作りにはしっかりと参画する意思を明らかにしている⁵⁸。

（3）人道上の課題への解決に向けた取組

北朝鮮の拉致問題について石破政権は、拉致被害者やその家族が高齢となる中で、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、その本質は国家主権の侵害であるとして、これまでの政権と同様に「最重要課題」に位置付けている⁵⁹。石破総理は総理就任前から日朝が互いに連絡事務所を設置する案を提起しており、拉致被害者家族会等が反対する中、拉致問題をいかに可視化していくかとの課題を示しながら、北朝鮮と交渉するに当たって連絡事務所があることはそれなりに有効であるとの主張を展開した⁶⁰。

近年、戦後の混乱でフィリピンに残され、無国籍となった残留日系人2世の高齢化の問題が国会で繰り返し指摘されてきた。戦後80年に当たり、国会で「国民の負担で渡航費用あるいは親族捜しをすることは十分理由がある⁶¹」と述べていた石破総理は、4月29日、フィリピンを訪問中に残留日系人3名と懇談し、長い年月にわたる困難と苦労に対して深甚なる敬意を表した。国会では、岩屋外務大臣が「希望する方々の一日も早い国籍取得や一時帰国に向けた支援を進めることが重要」との認識を示し⁶²、その対応を継続していくことを表明した。

（てらばやし ゆうすけ、にし あかね、こひやま ともゆき、
おくり まさふみ）

⁵⁷ BBNJ協定の内容については、小檜山智之「国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）の概要」『立法と調査』No. 475（2025. 4. 25）68～79頁を参照。

⁵⁸ 第217回国会衆議院外務委員会議録第9号（令7. 4. 23）、参議院外交防衛委員会会議録第15号（令7. 5. 22）

⁵⁹ 第217回国会参議院本会議録第1号8頁（令7. 1. 24）

⁶⁰ 第217回国会衆議院予算委員会議録第11号7頁（令7. 2. 17）、同第2号（令7. 1. 31）

⁶¹ 第217回国会参議院予算委員会会議録第2号23頁（令7. 3. 5）

⁶² 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号（令7. 5. 27）